



インフルエンザの 予防接種

～費用 一部補助のお知らせ～

インフルエンザの流行は、通常初冬から春先にみられます。短時間に小児から高齢者まで膨大な数の人を巻き込むという点でも普通のかぜとは異なります。さらに、65歳以上の高齢者や慢性疾患患者で死亡率が普段より高くなるという点で同様のことがいえます。

インフルエンザの予防の基
本は、流行前に予防接種を受
けることです。

65歳以上の高齢者に対し
て行った調査では、予防接種
を受けないでインフルエンザ
にかかった方の34～55%は、
予防接種を受けていればイン
フルエンザにかからず済んだ
こと、また、予防接種を受け
ないでインフルエンザにかか
って死亡した方の82%は、
予防接種を受けていれば死亡
せずに済んだことが報告され
ています。
※予防接種を受けてからイン
フルエンザに対する抵抗力が
つくまでに2週間程度かかり、
その効果が十分に持続する期
間は約5か月間とされています。

より効率的に有効性を高め
るためには、毎年インフルエ
ンザが流行する前の12月上
旬までに接種を受けておくこ
とが必要です。

★インフルエンザの 一般的な予防法★

- ① 十分な栄養・休養をとる。
体力低下は、インフルエン
ザにつけいるすきを与えてし
まいます。インフルエンザに
負けない体力をつけましょう。
- ② 人込みを避ける。
インフルエンザは空気中に
拡散されたウイルスによつて
感染します。
- ③ 室内の乾燥に気をつける。
インフルエンザの感染の広
がりには空気の乾燥が関連し
ています。加湿とともに室内
の換気にも気をつけましょう。
- ④ マスクを着用する。
- ⑤ 外出後は、手洗いとうがい
を忘れずに。



インフルエンザ予防接種の

費用 一部補助の概要

予防接種法の改正にともない、松前町も高齢者へのインフルエンザの予防接種の費用を一部補助することになりました。

対象 松前町に住民票のある65歳以上の方

内容 個人負担が1,000円で予防接種ができます。

(一人が1年度内に1回のみ)

方法

① 本人と確認できるものを保健センターにご持参ください。
(運転免許証・保険証など)

② 医療機関で使える予防接種券及び問診票を保健センターで発行します。

③ 医療機関へ行く前に、必ず予約の電話をしてください。
(医療機関は、予約電話を受けてワクチンを用意します。)

④ 医療機関の窓口で、
予防接種券・問診票及び1,000円を提出します。

以上で予防接種が受けられます。

場所 松前町の医療機関

伊予市・伊予郡内の医療機関

※入院中の方や施設に入所されている方は、医療機関・入所施設管理者と相談してください。

お問合せ先 保健センター

☎ 985-4118